令和7年





冬の交通安全県民総ぐるみ運動

期間

12月1日(月)~12月10日(水)

運動の重点



- **脇見・ぼんやり運転等の追放**
- 飲酒運転の根絶
- 夕暮れ時や夜間の交通事故防止



○ 全席シートベルトの着用・チャイルドシートの適正使用の推進



毎月10日は 「県民交通安全の日」 です!



令和6年度交通安全 ポスターコンクール 入賞作品





小学校下学年の部 銅賞 蓬野 來菜さんの作品



高校・一般の部 佳作加藤 みなみさんの作品

『冬の交通安全県民総ぐるみ運動フェスタ』のご案内

日時:11月30日(日)午後2時~午後3時15分

場所:アミュプラザみやざき アミュひろば

内容:高校生吹奏楽による演奏会

みやざき犬のダンスステージ 交通安全啓発グッズの配布 等



<事務局>

宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課 TEL:0985-26-7054 / FAX:0985-20-2221

E-mail:seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp



みやけい交通安全ニュース



発行:宮崎県警察本部交通企画課 R7-No.16(2025.10.10)

自転車の交通ルールを理解しましょう!

Q 1 自転車はどこを通ればよいですか?

自転車は車の仲間! 車道の左側端に寄って通行するのが原則!

A1 車道が原則で、道路の左側端に寄って通行します。

自転車は、歩道又は路側帯と車道の区別されている道路では、<mark>原則、車道の</mark> 左端を通行しなければなりません。

【普通自転車が歩道を通行できる場合】

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行できることが示されている場合
- ② 13歳未満若しくは70歳以上又は一定の身体障害を有する人が運転する場合 🛭
- ③ 車道又は交通の状況(路上駐車や道路工事等)に照らして、自転車の通行 🗓 の安全を確保するため、自転車の歩道通行がやむを得ないと認められる場合



Q2 自転車はどの信号を守ればよいですか?



自転車歩道通行可の 道路標識

A 2 原則、**車道を進行**するときは**車両用信号、横断歩道を進行**するときは**歩行者** 用信号に従います。

赤信号で停止する場合、停止線があるときには、停止線の 直前で停止しなければなりません。

また、歩道を通行しているときや、交差点手前に停止線がないときは、交差点の直前(交差点の直近に横断歩道があるときは、横断歩道の直前)で停止しなければなりません。





歩行者用信号

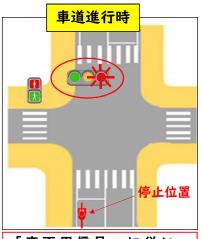
自歩転行車者専用

車両用信号

歩行者・自転車 専用標示 警察庁や宮崎県警察のホーム ページでも、自転車の交通 ルールを紹介しています。

【注意点】

歩行者用信号に「歩行者・自転車専用」の補助標示がある場合は、車道を通行するときでも、歩行者用信号に従ってください。(下図参照)



「車両用信号」に従い、 停止線で止まる



「歩行者・自転車専用」の 標示がある場合は、「歩行者 用信号」に従い、停止線で止 まる



「歩行者用信号」に従い、 横断歩道の手前で止まる



宮崎県警察HP



警察庁HP

毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。